

## 令和元年 第4回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示130号

令和元年第4回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年11月26日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和元年12月9日
2. 場 所 まんのう町役場議場

### 令和元年第4回まんのう町議会定例会会議録（第1号）

令和元年12月9日（月曜日）午前 9時30分 開会

#### 出席議員 16名

1番	鈴木 崇 容	2番	常 包 恵
3番	小山 直 樹	4番	京 兼 愛 子
5番	竹林 昌 秀	6番	川 西 米希子
7番	合 田 正 夫	8番	三 好 郁 雄
9番	白 川 正 樹	10番	白 川 皆 男
11番	大 西 樹	12番	松 下 一 美
13番	三 好 勝 利	14番	大 西 豊
15番	川 原 茂 行	16番	田 岡 秀 俊

#### 欠席議員 なし

#### 会議録署名議員の指名議員

14番	大 西 豊	15番	川 原 茂 行
-----	-------	-----	---------

#### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多 田 浩 章 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

#### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦  
教 育 長 三 原 一 夫 総務課長兼仲南支所長 長 森 正 志

企画観光課長	常包英希	税務課長	池下尚治
住民生活課長	細原敬弘	福祉保険課長	佐喜正司
会計管理者	黒木正人	健康増進課長	久保田純子
建設土地改良課長	河田勝美	農林課長	小縣茂
琴南支所長	萩岡一志	教育次長兼学校教育課長	香川雅孝
生涯学習課長	松下信重	地籍調査課長	岸本広宣

**○田岡秀俊議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第4回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 皆さん、おはようございます。令和元年12月のまんのう町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、年末の公私ともにお忙しい中、御参集を賜りましてありがとうございます。

町にクリスマスソングが流れ、師走お声を聞くと、何やら慌ただしいきょうこのごろですが、1年のたつのは早いもので、ことしもあと20日余りとなりました。

今回、上程させていただいておりますのは、報告1件、議案17件でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、多田浩章君。

**○多田議会事務局長** 御報告申し上げます。

初めに、町長から、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分報告1件を受理いたしました。

次に、町長から、地方自治法第149条の規定に基づく議案17件を受理いたしました。

次に、組合議会関係について、令和元年8月28日、令和元年中讃広域行政事務組合議会8月定例会が開催され、認定第1号平成30年度中讃広域行政事務組合一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についてほか6件の審議がされております。

令和元年8月31日、令和元年香川県中部広域競艇事業組合議会8月定例会が開催され、認定第1号平成30年度香川県中部広域競艇事業組合一般会計歳入歳出決算認定についてほか1件の審議がされております。

令和元年9月27日、令和元年第2回仲多度南部消防組合議会定例会が開催され、認定

第1号 平成30年度仲多度南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてほか1件の審議がされております。

令和元年10月28日、令和元年10月香川県広域水道企業団議会定例会が開催され、議案第1号 令和元年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算（案）ほか6件の審議がされております。

令和元年11月22日、令和元年中讃広域行政事務組合議会11月定例会が開催され、議案第1号 令和元年度中讃広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）ほか5件の審議がされております。

次に、研修関係ですが、令和元年10月23日から25日の3日間、建設経済常任委員会が議員研修として、岡山県真庭市「真庭バイオマス事業について」、京都府宮津市「竹資源有効活用プロジェクトについて」の視察研修を行いました。

令和元年11月11日から13日の3日間、教育民生常任委員会が議員研修として、滋賀県東近江市「後期高齢者ウエルカム事業について」、長野県飯田市「公民館活動と地域づくりについて」の視察研修を行いました。

令和元年11月19日から21日の3日間、総務常任委員会が議員研修として、栃木県足利市「企業誘致の取り組みについて」、群馬県川場村『道の駅「川場田園プラザ」の概要について』の視察研修を行いました。

次に、監査関係ですが、まんのう町監査委員より、令和元年7月分から9月分までの一般会計収支、各特別会計収支の出納検査及び各基金の検査報告が参っております。

以上で、議会報告を終わります。

**○田岡秀俊議長** 議会報告を終わります。

## 日程第1 議会運営委員会報告

**○田岡秀俊議長** 日程第1、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川皆男君。

**○白川皆男議会運営委員長** 議会運営委員会の12月定例会運営に関する報告を申し上げます。

12月6日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、12月定例会の運営について慎重に審議しました。その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第1号について説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日より12月23日までの15日間といたします。

日程第4 町政報告

- 日程第5 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長
- 日程第6 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長
- 日程第7 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長
- 日程第8 報告第1号 専決処分の報告について（町営住宅使用料の請求事件）
- 日程第9 議案第1号 まんのう町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について 総務常任委員会付託
- 日程第10 議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 総務常任委員会付託
- 日程第11 議案第3号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 総務常任委員会付託
- 日程第12 議案第4号 まんのう町課設置条例等の一部改正について 総務常任委員会付託
- 日程第13 議案第5号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。
- 日程第14 議案第6号 まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。
- 日程第15 議案第7号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。
- 日程第16 議案第8号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。
- 日程第17 議案第9号 まんのう町手数料条例の一部改正について 教育民生常任委員会付託
- 日程第18 議案第10号 まんのう町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について 教育民生常任委員会付託
- 日程第19 議案第11号 三豊市のコミュニティバスの町内バス停設置に関する協議について 総務常任委員会付託
- 日程第20 議案第12号 令和元年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号 総務常任委員会付託
- 日程第21 議案第13号 令和元年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号 教育民生常任委員会付託
- 日程第22 議案第14号 令和元年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号 教育民生常任委員会付託
- 日程第23 議案第15号 令和元年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号 建設経済常任委員会付託
- 日程第24 議案第16号 令和元年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算

(案) 第1号 建設経済常任委員会付託

日程第25 議案第17号 令和元年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(案) 第1号 教育民生常任委員会付託

一般質問は12月10日、11日の本会議にて行います。

以上の日程で意見の一致を見、午前10時20分、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

**○田岡秀俊議長** これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

**○田岡秀俊議長** 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、14番、大西豊君、15番、川原茂行君を指名いたします。

## 日程第3 会期の決定

**○田岡秀俊議長** 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月23日までの15日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決しました。

## 日程第4 町政報告

**○田岡秀俊議長** 日程第4、町政報告を行います。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** それでは、9月定例議会以降の町政報告をさせていただきます。

まず、国内情勢では、10月1日より消費税が10%になり、平成26年4月に8%に引き上げられてから5年半ぶりとなる増税となりました。この増税によって高所得者層より低所得者層の方の負担が大きくなることを防ぐために、日々の生活において幅広い消費者が消費、利活用しているものに係る消費税負担を軽減するという考え方にに基づき、特定の品目に対しては軽減税率8%が適用されております。

内閣府が11月14日発表した2019年7月から9月期の国内総生産(GDP)速報値は、物価変動の影響を除いた実質で前期比0.1%増(年率換算0.2%増)と4四半

期連続のプラス成長を確保しております。

しかし、10月の消費税増税前の駆け込み需要が個人消費を押し上げるには至らなかったとしており、世界景気の減速の影響から日本経済は停滞し、駆け込みの反動減が生じる10月から12月期は5期ぶりのマイナスに転じるとの見方が根強くあります。

次に、10月22日には、ことし5月の皇位継承に伴って新たに即位した天皇陛下が即位を内外に宣言される即位礼正殿の儀が皇居・宮殿で行われました。天皇陛下は「国民の幸せと世界の平和を常に願い、国民に寄り添いながら、憲法にのっとり、日本国及び日本国民統合の象徴としてのつとめを果たすことを誓います」と述べられました。

儀式には秋篠宮御夫妻を初め、11人の皇族方が参列されたほか、外国の元首や王族、それに内閣総理大臣など、三権の長や各界の代表など約2,000人が参列されました。

次に、ことしも台風の発生数は11月14日現在で26件発生して、うち五つが上陸しており、中でも10月12日に伊豆半島に上陸し関東や東北地方で猛威を振るった台風19号は、93人死亡、3人不明、71河川で決壊、8万棟余りで住宅被害があり、氾濫などによる浸水範囲は去年の西日本豪雨を超えたほか、土砂災害も一つの台風によるものとしては最も多くなるなど、国が対策の見直しを迫られる記録的な豪雨災害となりました。

こうした異常気象や災害に備えて、国、県、気象台、警察、消防など各機関との連携により事前情報の把握と早期発信、そして減災に向けて取り組んでおります。

次に、まんのう町の現状といたしまして、10月末現在の世帯数は昨年同期に比べまして41世帯の増で7,477世帯です。人口は1万8,491人であり、226人の減となっております。

また、65歳以上の高齢者は9人減の6,739人で、高齢化率は36.05%から36.44%に微増となっており、人口減少と高齢化が引き続き進展しております。

また、外国人の状況では231名で、国籍はベトナムが41.5%、次いで中国が24%、以降、台湾、フィリピン、カンボジアなどの国の方が在住しており、技能実習生が大多数を占めております。

次に、第13回全国水源の里シンポジウムについてですが、11月7日にシンポジウムをまんのう町町民ホールで開催したところ、過疎問題に取り組む全国の35の市町村から約250人の参加がありました。今回は地方創生のキーワードでもある「関係人口」に焦点を当てた基調講演とパネルディスカッションが行われ、関係人口と地域のつながりについてより理解を深めることができました。

また、水源の里の活動理念であります「上流は下流を思い、下流は上流に感謝する」のスローガンのもと、水源の里の持つ地域の誇りや歴史、豊かな自然と魅力的な人々の暮らしを未来の子供たちに自信を持って引き継いでいく大会宣言をいたしました。

また、2日目の8日には、ことなみ未来会議の取り組みや山なみ芸術祭、孟宗竹を利用した資源活用、ヒマワリを中心とした特産品づくりなどの地域活性化につながる活動の現地研修を行いました。

次に、商工観光関係では、10月19日に太鼓台かきくらべが行われ、ことしは大橋、杉ノ上、生稻、新道、五條、天皇、本村の7地区8台のけんらん豪華な太鼓台が祓川河川敷公園に集結し、かきくらべが行われました。勇壮な姿を一目見ようと、会場には町内外より2,000人余りの来場者でにぎわいを見せました。

また、10月20日に国営讃岐まんのう公園で第34回まんのう町かりんまつりを開催し、お笑いライブや子供たちに大人気のキャラクターショーなどのステージイベントのほか、会場テント内ではハーバリウム教室やクラフト教室など、新たに体験型イベントの出店が加わり、約9,000人もの来場者で大いに盛り上がりました。

また、高齢等で日常の買い物が困難な方のために、仲南地区、琴南地区に続いて10月より満濃地区でも買い物移動支援が始まりました。このサービスは商工会と千葉生花店さんの御協力により行うもので、ニーズ調査や巡回場所の打ち合わせ結果に基づき、今後、事業展開をしていくことになっております。

次に、地域振興関係についてでございます。

まず、地域おこし協力隊ですが、ことしの8月から琴南地域で新たに地域おこし協力隊を2名委嘱し、1名は木工・木育関係ということで、現在、旧琴南中学校をベースにワークショップを開催しております。もう1名はアウトドア関係で、山でのトレッキングやツリークライミングなどのプログラム開発を行っております。

琴南未来会議関係では、徳島大学の田口先生の指導のもと、川東、中通地区で集落調査を実施しております。これは、過疎が進んでいる山間地域において今後の集落がどうなるのかを想定し、今から自分たちでできることを考えていくものです。川東地域においては報告会も終了し、現在は中通地域で実施をいたしております。

また、旧琴南中学校では、中学校利活連絡会の中で高齢者部会の弁当配達やお買い物ツアー、文化活動部会の山なみ芸術祭、スポーツ部会のいきいき運動塾、農業部会のそばの振興などといった活動を精力的に行っており、将来的には部会ごとに自立を目指している活動でございます。

次に、若者住宅取得補助事業につきましては、今年度は消費税が10月から上がりましたが、消費税増税の影響に関係なく順調に申請件数が伸びております。10月末で既に受け付け件数が昨年よりも多く、60件を超えております。本事業につきましては、本町の定住施策の柱の一つとして継続していきたいと考えています。

ふるさと納税につきましては、過度な競争を控えるよう国からの通達がありましたが、昨年同時期に比べると伸びています。しかしながら、県内で比較すると低調となっております。本町の返礼品の多くは「うどん」と「まき」となっております。これから年末を控えて昨年より伸びてはいくとは思いますが、地元特産品の振興も含めて、さまざまな場面でさらなるPRをしていきたいと考えております。

次に、ヒマワリ関係でございます。

ことしのヒマワリの種子の収量実績ですが、作付面積は昨年よりふえ、21ヘクタール

となり、約12トンとなりました。ことしは天候にも恵まれ、昨年を上回る出来高となりましたが、予想よりは少ないところがございます。これらの種ですが、その半数を今年度搾油し、残りは次年度用とすることで、商品の安定供給に努めたいと考えております。種子から採れるオイルの量は平均で2割程度ということから、計算上ではありますが、今年度の種からは200ミリリットルの容器で約1万2,000本をつくることができます。

ひまわりオイルの販売につきましては、昨年7月から販売を開始し、現在はインターネット販売や、町内では道の駅、かりん亭、カレンズ、花月堂、味源など、県内では高松の栗林庵、三越、サンポート、高松空港、県外では東京新橋のせとうち旬彩館や銀座あこめや、有楽町トモニ市場等々、さまざまところで販売促進を行っております。

また、昨年の「2018年度かがわ県産品コンクール」でひまわりオイルが知事賞（最優秀賞）を受賞し、さらに、ふるさと食品中央コンクールで農林水産大臣賞したことが販売での弾みとなっております。

さらに、昨年につき、東京新橋でのイベントやサンメッセ香川での「さぬきのイッピンええもんフェスタ」にも出展し、ひまわりオイルの認知度を高めようと実演販売を行い、さらなるPRに努めております。

直近では、今月4日から10日の1週間かけて、栗林公園内の県アンテナショップ栗林庵で試食販売を実施し、多くの方にひまわりオイルのよさをアピールしています。また、異業種とのコラボレーションといった話もあり、オイル利用の可能性を広げています。

今後こういったイベントに継続的に出展しつつ、さらにコラボレーションすることで、ひまわりオイルの認知度を高めるとともに、まんのうひまわりオイルの高い機能性を強みとして、出口拡大に向けた取り組みに邁進していきたいと考えております。

次に、琴南支所関係でございます。

琴南地区の地域振興として取り組んでおります「島ヶ峰地区そば栽培体験事業」ですが、今年度は8月24日に種まき、11月24日に収穫祭を実施いたしました。そして、川奥集会以場で実施しております「そば打ち道場」は、11月末から3月末の間において開催しております。こちらも大変好評で、年々参加者が増加しております。今年度は25回開催する計画であり、参加者は延べ150名以上が見込まれております。これら事業の指導者としては、香川県むらの技能伝承士に認定されております地元農家の方を中心に、集落支援員など5名の方に携わっていただいております。

また、美合地区に古くから伝わるそば文化や美しい山村風景を保存・継承していくため、美合地区の有志15名が「島ヶ峰の原風景を守る会」を設立し、ボランティア活動を行っていますが、9月23日に実施したそばの花見会は天候にも恵まれ、町内外から約200名の参加があり、大変好評でありました。

次に、福祉関係ですが、民生委員・児童委員の3年の任期が11月末になっていることから、新しい民生委員・児童委員が12月に委嘱されました。新人の方が19名、再任の方が43名で、定員の62名となっております。



消費税増税に伴い発行いたしておりますプレミアム商品券の発行状況につきましては、販売額ベースで30.4%となっており、今後も周知に取り組んでまいります。

ボランティア制度につきましては、生活支援整備事業で取り組んでおります第1層協議体におきまして、県内の既に取り組んでおります団体を2カ所で研修してまいりました。今後の検討材料として有意義な研修と考えております。

本年度から始まります第8期介護保険事業計画につきましては、第1回の高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定委員会を開催し、これからの予定や在宅介護実態調査などについての協議を行いました。

次に、健康増進関係についてでございます。

季節性インフルエンザが流行する時期を迎えました。本年も65歳以上の方を対象としたインフルエンザ予防接種事業を10月1日から年度末まで自己負担金1,000円で実施いたしております。また、任意接種ではありますが、生後6カ月から高校3年生までの年齢で希望される方には、1回当たり2,000円を助成いたします。予防接種を受ければ絶対にインフルエンザに感染しないわけではありませんが、発症しても重症化を防ぐ効果が期待できます。指定医療機関においてワクチン接種を受けていただきたいと思います。

次に、生涯学習関係でございます。

満濃池が10月16日に国の名勝に指定されました。県内には栗林公園を初め、寒霞溪、琴弾公園など5カ所ありますが、これにため池としての名勝指定は全国初となる満濃池が加わり6カ所になります。満濃池は古代以来の巨大な堰堤の構築によって形成された広大なため池のすぐれた風致景観を呈し、近世から近代を通じて広く親しまれた名所であり、この価値を広く周知し、現在の満濃池を未来へつなげていくよう保存に努めてまいります。年明けの2月2日には、町民文化ホールにて、満濃池の魅力と保存についてシンポジウムを開催いたしますので、お越しいただきたいと思っております。

次に、かがわ・山なみ芸術祭2019MANNŌが10月25日から11月10日の17日間、「里の緑とともに」をテーマに、旧琴南中学校を中心に、県内外から25名のアーティストが作品制作から展示まで数日間滞在し、地域の方々とも交流が図られ、作品鑑賞には大勢の人が琴南地域を訪れていました。

次に、七つの地域で公民館まつりが、地域の特色を生かした作品展示やイベント等が開催され、天候にも恵まれ、大勢の方が作品鑑賞や体験を楽しんでいました。

次に、教育関係についてでございます。

まず、学校施設の整備では、6月に発注した仲南小学校大規模改修工事につきましては、今年度分が9月末に竣工いたしました。先般行われました教育事務所の要請訪問におきまして、児童が明るくなった教室で熱心に勉強をしておりました。

また、満濃南こども園につきましては、来年度の造成工事に先行しまして、敷地内の水路の改修工事を行いたいと考えており、本12月議会におきまして、その補正予算を上程しておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

昨年度、町内全ての小中学校、こども園の児童生徒、園児を対象に整備した防災用ヘルメットと防災頭巾を用いた防災訓練は、本年も主に11月5日の香川県のシェイクアウト訓練にあわせ防災訓練をいたしました。いつ起こるともわからない南海トラフ地震に備え、防災教育を行っておるところでございます。

また、本年10月に開始しました幼児教育無償化につきましては、2号認定児の保育料から給食費分を取り出し、新たに徴収することとなりましたが、こども園現場や教育委員会内において混乱も苦情もなく、順調な滑り出しを見ております。

最後に、交通安全につきまして、香川県下ではことしに入ってから交通事故による人身事故発生件数、死者数が昨年同時期と比べて減少しているものの、交通事故は多発しており、全国ワースト3位となっております。本町におきましても人身事故発生件数は昨年同時期と比べて減少しているものの、死者数がことしになって4名となっております。交通事故は、加害者になっても、被害者になっても、本人だけではなく、家族を含め不幸を招くものです。年末年始の社会全体が忙しさを感じる中、改めて交通死亡事故ゼロ、交通事故ゼロの必要性を感じております。引き続き、町を挙げての啓発活動に取り組んでまいりますので、町民の皆様におかれましても、交通死亡事故ゼロ、交通事故ゼロの取り組みに対しまして御協力をお願い申し上げます。

以上、9月定例議会以降の町政の一端を御報告申し上げます。

なお、各課の町政報告につきましては、お手元に御配付させていただいておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

**○田岡秀俊議長** 町政報告を終わります。

## **日程第5 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）**

**○田岡秀俊議長** 日程第5、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、大西豊君。

**○大西豊教育民生常任委員長** 教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

去る11月26日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員5人全員、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長の出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査について、その他であります。

まず、琴南支所より、内科診療所・歯科診療所の4月から10月までの診療状況について、内科は対前年度比診療報酬97.3%、延べ人数86.6%で減、歯科は対前年度比診療件数109.1%、延べ人数107.5%で増との報告がありました。

また、内科診療所の吉田先生が出産予定で休暇に入っており、月曜日から金曜日は香川県立中央病院へき地医療センターから2名の先生を派遣、また、土曜日は陶病院から医師を派遣、対応するとの報告がありました。

委員より、内科診療所の診療報酬が下がった理由は何かとの質疑があり、執行部より、傷病名による分析はしていないが、いろいろな要因があると考えるので、今後、見きわめていきたいとの答弁がありました。

次に、住民生活課より、事業報告については、８月から１０月までの主要行事、戸籍、住基関係、環境関係などの報告、また、マイナンバー登録者数が１０月末現在で１，６４５人であるとの報告がありました。

委員より、地域別の合併浄化槽の設置割合、どこの地域が進んでいるのかとの意見があり、執行部より、成果報告書の中で報告したいとの答弁がありました。

委員より、町設置型の合併浄化槽を個人へ譲渡しているが、円滑に進んでいるかとの質疑があり、執行部より、町設置型の浄化槽は１５年を経過すれば使用者に譲渡することになり、年間８０から１００件程度返しており、あと５年で全てが返し終える状況である。その中で、ルールとして譲渡する際、浄化槽の保守点検者を決めること、それから、法定点検を受けることの誓約をお願いしているが、法定点検を受ける件数がだんだん減少している状況が問題である。それに対しては県及び町から通知はしている。また、先進地事例等も調査していきたいとの答弁がありました。

委員より、住民票等のコンビニ交付の利用はどれくらいか。また、今後の啓発活動をどのようにするのかとの質疑があり、執行部より、コンビニ交付利用者は一月２０件程度である。コンビニ交付を利用するにはマイナンバーカードを取得する必要があるため、マイナンバーカード取得の普及啓発を今後一層進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

委員より、町内で太陽光パネルを設置した延べ件数が何件で、何キロワット発電しているかとの質疑があり、執行部より、太陽光発電の補助が平成２２年から始まり、平成３０年までで約３７０件の補助をしている。１件当たりの発電量は平均６キロワットで、全ての発電量を合わせると約２，０００キロワット強になるとの報告がありました。

次に、福祉保険課より、福祉係関係、国保・後期高齢者医療係関係、介護保険事業の状況、プレミアム付商品券の販売状況等について報告がありました。

委員より、特別養護老人ホームの入所待ち期間はどれくらいか。執行部より、町内の特別養護老人ホームへの待ち期間は満濃荘で約３年、やすらぎ荘で約１年であるとの答弁がありました。

次に、健康増進課より、８月から１０月までの主要事業報告、中讃圏域健康生きがい中核事業利用実績報告、温泉送迎バス利用実績、子育て支援事業利用実績等について報告がありました。

委員より、子育て支援事業で利用者数がふえているが、部屋のスペースに問題はないかとの質疑があり、執行部より、現在、一日当たり平均利用者数は１７名で、親子で８組程度なので問題はない。ただ、週に２回のイベント的な行事を実施しており、人気のある行事の際には、一度に１５組を超えて来所がある場合は、少し手狭であるとの答弁がありま

した。

次に、学校教育課より、9月から11月の主要行事報告、11月1日現在、町内園児・児童・生徒数の報告、また、満濃中学校新人戦大会結果報告がありました。

委員より、小中学生のスポーツで全国大会へ出場する際、団体競技となれば費用もかかり、負担もふえると思うが、補助金について聞きたいとの質疑があり、執行部より、町として全国大会へ行くための奨励金は生涯学習課になるが、学校教育課では基本的に選手と控え選手を含めた登録メンバーの旅費、宿泊費について補助金を出している。補助金は満濃中学校教育振興基金より毎年200万円を限度に教育振興に充てることで補助金として活用しているとの答弁がありました。

委員より、満濃南こども園の配置図を早急に示してほしいとの意見があり、執行部より、今年度、設計しており、配置等がおおむねであれば早急に周知できるとの報告がありました。

次に、生涯学習課より、主要行事、町立図書館、スポーツセンターまんのう、まんのう天文台、民具展示室の各利用状況の報告がありました。

また、成人式等について説明がありました。成人式の関係で、2018年6月に民法一部改正により成年年齢を18歳に引き下げる法律が制定され、2022年4月1日より施行されることから、今の中学3年生が2022年度に18歳になる。また、高校1年生が19歳になるため、中学3年生の生徒とその保護者、高校1年生にアンケート調査を実施した。アンケート結果で、中学生の90%、高校生の86%は20歳で成人式を開催してほしいとの回答であった。理由として、大学受験と重なるからといった回答が最も多かった。これらの結果を踏まえ、成人式の開催年齢を社会教育委員、教育委員に意見を伺ったところ、20歳で開催することに特段の意見はありませんでした。町教育委員会としては、当分の間は20歳で成人式を開催し、社会情勢や成人の方から年齢を引き下げてほしいといった状況になれば、そのときに検討するとの報告がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後0時10分に委員会を閉会しました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

**○田岡秀俊議長** これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

## **日程第6 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）**

**○田岡秀俊議長** 日程第6、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、松下一美君。

**○松下一美建設経済常任委員長** 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る11月28日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員全員、議長同席し、執行部より、副町長、総務課長、所管課長全員出席のもと、建設経済常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査について、その他であります。

初めに、地方創生推進室より、まんのうひまわりオイル事業で、4月から10月までの営業実績及び販売本数、売上金額の推移について現状報告がありました。

委員より、以前、学校給食でひまわりオイルを1回使用したが、その後どうなっているのか。また、ひまわりオイルを学校給食用として安く提供することはできないかとの質疑があり、執行部より、ことしの12月に2回目の注文をいただいている。金額もできるだけ抑え、安い価格で提供しており、予算の関係もあるが、年に数回は定期的に使用していただきたいと考えているとの答弁がありました。

委員より、ひまわりオイルの売上金額が4月から10月までで約5,500本売れ、売り上げが約680万円とのことだが、年間どれくらい販売すれば採算がとれるのかとの質疑があり、執行部より、経費で一番かかるのが人件費であり、本年度の目標販売本数1万本を達成しても、消耗品等を含めた必要経費を売上金額から差し引くと、現在は赤字である。採算ベースを考えた場合、最低3万本は販売する必要があるため、商品の認知度を高め、関心を持っていただくことが喫緊の課題である。ついては、売上拡大を目指すため、できるだけ販売いただいている店舗等で試食イベント等の開催にあわせてPRを積極的に行い、口コミ拡散を図っていききたい。また、従来雑誌広告やテレビといったマスメディアを効果的に活用するとともに、拡散力にすぐれたインターネット等により、効率的かつコストパフォーマンスよく商品の魅力を伝えたいとの答弁がありました。

委員より、これまでに、異物混入等の苦情や問い合わせはないかとの質疑があり、執行部より、食品であるため異物混入は致命傷になりかねないため、十分に注意を払っており、これまでに苦情等は1件もないとの答弁がありました。

次に、現地調査のため、土器川支障木伐採の工事現場、県営工事（琴南川東地区）、土器川河川改修工事（香川県）と法定外公共物管理工事（まんのう町）との合併施行の工事現場について状況視察を行いました。その後、第1委員会室に戻り、所管課より事務報告がありました。

委員より、土器川の草や支障木をまとめてシートをかぶせてあったが、それは無料で分けてもらえるのかとの質疑があり、執行部より、シートの中身は草ではなく木をチップ状に細かく粉砕したものである。配布に関して香川工事事務所に確認したところ、時期は未定であるが、期間を区切り、その期間中にとりにこられた方へ無料で配布する予定である。ただ、バックフォア等を使ってトラックに入れる場合、手間賃が発生する可能性があるとの答弁がありました。

次に、地籍調査課より、本年度の炭所東地区の調査実施状況、令和2年度調査地区ヒア

リング等について報告がありました。

次に、農林課より、農業委員会関係、農林振興関係の実施状況及び行事報告、満濃農村環境改善センターの利用状況について説明報告がありました。また、農地集積事業変更案について説明がありました。

委員より、今回、農地集積事業変更案の主要変更点について説明があつたが、納得しがたいところがある。もう少し基準圃場対象を再検討し、次回開催時までには詳細な説明をお願いしたいとの意見があり、執行部より、再検討し、次回開催時までには報告するとの答弁がありました。

次に、建設土地改良課より、土地改良事業関係の進捗状況、主なため池の貯水状況、林道・公共土木・都市計画・住宅事業関係の工事進捗状況、下水道の接続件数、農業集落排水事業使用料調定等についての報告がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後2時1分に委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

**○田岡秀俊議長** これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

## 日程第7 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

**○田岡秀俊議長** 日程第7、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、大西樹君。

**○大西樹総務常任委員長** 総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る12月2日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員6名、執行部より、町長、副町長、所管課長出席し、総務常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてです。

まず、総務課より、事業報告、火災・救急出動報告、交通事故発生状況、防災出前講習状況等について報告がありました。また、香川県操法大会で仲南地区消防団が優秀賞を受賞したとの報告がありました。

委員より、交通死亡事故で、国道438号線で4件と多くの方が亡くなっているが、死亡事故が起きた事故現場付近の道路上に減速を促すための段差舗装を施すことはできないかとの質疑があり、執行部より、昨年度からの交通死亡事故を踏まえ、道路管理者や警察等と協議し、さらなる啓発活動、また、取り締まりを検討してもらっている。ただ、道路の段差舗装は難しいと考えているとの答弁がありました。

委員より、四条の交差点で交差点側から直接ショッピングセンターの駐車場へ出入りす

る車両があるため、大変危険である。何らかの改善はできないかとの質疑があり、執行部より、琴平警察署交通課とも協議し、道路交通法等の問題がないか確認したいとの答弁がありました。

委員より、防災に関連して、全国的に記録的な豪雨災害がふえている。台風が発生し、接近してくるのがわかった時点で、池の決壊を防ぐため、水利組合と事前に池の水を抜くといった協定が必要ではないかとの意見があり、執行部より、池の水を抜く場合、水利組合等の許可が必要であるため、町が勝手に抜くことはできない。今後、豪雨等により決壊するおそれがあるなど、緊急を要する場合には町の判断で水を抜いてよいか、水利組合や池の管理者と協議する必要があるとの答弁がありました。

委員より、選挙で期日前投票所は本庁のみだが、今後、どうなっていくのかとの質疑があり、執行部より、期日前投票の利用者は毎回増加している。町選挙管理委員会でも協議しており、投票率を上げるためにも早い段階で結論を出す必要があると考えているとの答弁がありました。

次に、企画観光課より、企画調整関係で、中讃区域行政事務組合での企画協議会について説明がありました。出資法人では、ことなみ振興公社、仲南振興公社の令和元年度第2四半期の実績報告がありました。

まず、ことなみ振興公社では、当期経常増減額が約400万円の利益で、昨年同時期と比べ約250万円の増である。これは、温泉やキャンプ場の収入がふえたことによるものである。

次に、仲南振興公社では、当期純利益でマイナス437万円の赤字で、昨年同時期と比べ約290万円のマイナスである。主な要因として、施設改修に伴う温泉の閉館期間が響いたことによる温泉利用客の減、また、道の駅での売り上げが落ちている中、全経費の固定費がふえているため、赤字がふえたと考えているとの報告がありました。

コミュニティー・自治会関係では、連合自治会研修で岡山県矢掛町へ空き家利活用、町並み整備などの視察研修についての報告がありました。

交通対策関係では、あいあいタクシー事業実績で利用者数が減り、福祉タクシー実施状況ではタクシー券利用枚数がふえていることから、利用者が福祉タクシーへ移行していると推測するとの報告がありました。

その他で、三豊市コミュニティバスの運行路線延長に伴う協議内容について説明がありました。

委員より、琴参バスの運行状況で、みかど温泉行きはなぜ落合橋で乗り継ぎをしなければならないかとの質疑があり、執行部より、以前はみかど温泉まで乗り継ぎなしで乗車できていたが、現在、落合橋で別のバスに乗りかえている。これは琴参バスの美合線が国庫補助対象である幹線系統の路線であり、登録されている区間が琴平営業所から落合橋までとなっているため、補助申請上、こういう運行形態となっている。この区間については国と町で補助をしており、落合橋から川奥までは町単独補助を出している状況である。現

在、琴参バスが補助金を申請する際、補助採択要件である乗車率や利用状況等を再度見直すなど、解決策を検討していただいているとの答弁がありました。

人権推進室では、人権啓発事業、長尾会館運営状況についての報告、地方創生推進室関係では、まち・ひと・しごと創生関連で、まんのう町ものづくりプロジェクト事業ひまわりオイルの販売実績の報告、また、次期地方版総合戦略では、次年度の策定に向けて見直しを行っているとの説明がありました。

また、若者住宅取得補助では、今年度10月末現在で63件であり、既に昨年の年間受け付け件数に達成している。この事業は定住施策の柱の一つとして継続していきたいとの報告がありました。

商工観光関係では、太鼓台かきくらべでは太鼓台が8台、また、第34回まんのう町かりんまつりでは、来場者が8,810人との報告がありました。

買物支援事業では、10月7日、商工会で満濃地区買物支援事業開始の車両出発式を行った。このサービスは商工会と千葉生花店の協力により、ニーズ調査や巡回場所の打ち合わせ結果に基づき、今後、事業を展開していくとの報告がありました。

その他として、企業用地適地調査事業では、町内24カ所の候補地踏査を実施、また、県内高松市以西と愛媛県東予地方の一部の製造業・運輸業等で資本金2,000万円以上、従業員5名以上の554の企業に立地環境に関するアンケート調査を実施し、現在、集計中であるとの報告がありました。

また、第2次まんのう町総合計画では、審議会の意向に基づき素案の全面的見直しを行っている。12月中に再審議を予定しているとの報告がありました。

また、第13回全国水源の里シンポジウムの開催実績では、過疎問題に取り組む全国35市町村からシンポジウムで約250名、現地研修で81名の参加があったとの報告がありました。

次に、税務課より、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、また、町民税の調定額の推移状況について報告がありました。

次に、会計室より、前回の所管事務調査以後の会計については、適正に処理できているとの報告がありました。

次に、琴南支所より、事業報告、琴南農改センター、琴南総合センターの利用実績、窓口受け付け件数について報告がありました。また、琴南総合センター新築工事の進捗状況についての報告がありました。

次に、仲南支所より、事業報告、町マイクロバス運行実績について報告がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後0時7分、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

**○田岡秀俊議長** これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。  
ここで、議場の時計で10時50分まで休憩といたします。

**休憩 午前10時36分**

**再開 午前10時50分**

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

#### **日程第8 報告第1号 専決処分の報告について（町営住宅使用料の請求事件）**

○田岡秀俊議長 日程第8、報告第1号 専決処分の報告について（町営住宅使用料の請求事件）を議題といたします。

提出者から報告の内容説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、報告第1号 専決処分の報告（町営住宅使用料の請求事件）について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項に基づき、令和元年11月7日付で別紙専決処分書のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

概要といたしましては、町営住宅使用料の滞納者に対し督促等再三の納付指導を行ってききましたが、その履行がないため、支払い督促の申し立てを善通寺簡易裁判所に行ったものでございます。

本件につきましては、債権額が61万800円の案件ですが、令和元年11月18日付で相手方から異議申し立てがあり、訴訟事件となりました。したがって、今後は善通寺簡易裁判所の法廷で審議が進められることとなります。

以上、専決処分の報告といたします。

○田岡秀俊議長 これをもって、報告内容の説明を終わります。

本案は議会の委任による専決処分のため、承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

#### **日程第9 議案第1号 まんのう町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について**

○田岡秀俊議長 日程第9、議案第1号 まんのう町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第1号のまんのう町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、その提案理由を申し上げます。

まず、背景といたしまして、平成29年に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（以下「改正法」といいます。）の施行により、これまで各地方公共団体によりさまざまな法的根拠で任用された非常勤職員等は、令和2年4月1日から会計年度任用職員として全国的に統一された制度に基づく任用に移行します。

本改正法は、地方公務員である臨時的任用職員及び非常勤職員について、任用の適正を確保するとともに制度の明確化を図ることを目的としたもので、会計年度任用職員とは、一の会計年度を超えない範囲で任用される職員であり、本町の非常勤職員等は原則として本制度へ移行することとなるものでございます。

今回、改正法の施行に伴い、新たに創設された会計年度任用職員の給付等に関する事項を規定するため本条例を制定するものでございます。

主な概要といたしましては、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が常勤職員と同じ者で、以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）に関する給料、手当及び旅費を、同項第1号に掲げる会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が常勤職員に比べ短い者で、以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）に関する報酬、費用弁償及び期末手当の支給等について規定するものでございます。

内容といたしましては、フルタイム会計年度任用職員の給料につきましては第4条及び第5条に、各種手当等については第6条から第13条に、期末手当につきましては第14条に規定するものでございます。

給料につきましては、常勤職員の行政職給料表を準用し、常勤職員との均衡を踏まえ職種に応じた給料月額を定めており、その支給及び各種手当についても常勤職員の例により基準を定めるものでございます。

また、パートタイム会計年度任用職員の報酬につきましては第16条及び第17条に、手当に相当する報酬につきましては第18条から第24条に、期末手当につきましては第25条に、費用弁償につきましては第30条に規定するものでございます。手当に相当する報酬につきましては、常勤職員に支給される手当のうち支給可能な手当を、これに相当する報酬として常勤職員の支給基準を踏まえ支給することを定めるものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

3番、小山直樹君。

**○小山直樹議員** この中に退職金の規定がどこにも入っていないんですが、抜け落ちておりませんか。それをお聞きしたいのですが。

**○田岡秀俊議長** 総務課長、長森正志君。

**○長森総務課長** 小山議員さんの質問にお答えしたいと思います。

退職手当関係につきましては、今、私ども一般職についても給与条例等の中では規定しておりませんで、退職手当組合との関係の中で構築しているものでございます。ということで、会計年度職員についても、退職手当については、今後、制度的に支給する案件が出てこようかと思えます。それについては、制度設計の中で取り決めしていくということではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** ほかに質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 極めて重要な条例の提案だと思います。従来、非常勤職員には期末手当、勤勉手当がなかった時代が長かったわけです。立場が弱い分だけ、次年度の雇用も期待すると、正規職員よりもよく働く立派な人が多いです。そういう人が期末手当や勤勉手当がなく続いていた時代が長かったのは、非常に痛切なことと思っておりました。

このフルタイム会計年度職員に期末手当という条項が、これ、第14条にくっつきりありまして、非常によいことで、どんな見識ある立派な人でも、3年ぐらい働いて、昇給も勤勉手当もなければ、正規職員との差を痛切に思って意欲を失います。それを私たくさん見てきている。やはり正規職員でない方々は、とりわけその高い専門性に注目してスカウトしてきたような人もあるわけです。それを打ち切り支給でやっておいては、町の発展はない。高い専門性を持った特別任用、この中ではフルタイム会計年度任用職員ということになるんでしょうが、そういう方々に見識を発揮していただいて、正規職員を育成し、育てていただく指導的能力すら持った人を入れる。そういう人をいかに評価して、やる気を持っていただいて、牽引する立場になってもらうか、これは人事運用上極めて重大な問題だと思います。

このフルタイム会計年度任用職員の対象者、どういふのを想定しているのか、うちの町で何名ぐらい該当者がいるのか、その説明をちょっと求めます。

**○田岡秀俊議長** 総務課長、長森正志君。

**○長森総務課長** 竹林議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

今回、会計年度職員に移行するに当たって、大別してフルタイム職員、それともう一つはそれ以外のパートタイム職員というのに分かれてきます。この後、議会終了後、また全員協議会のほうで担当者のほうで詳しくは説明をさせていただきたいと思っておりますし、資料については、今、タブレットに既に入れておりますが、その中で、基本的にはフルタイムのほうが人数が少ないです。少人数でございます。基本的には、大部分がパートタイム職員として会計年度職員の採用となるということで、今、当町の場合は職員が臨時の場合、300名程度おります。その人数がほぼそちらへ移行するのかなという状況でございます。よろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** これ、運用が大事なわけございまして、その支給の細則は規則で定めるとあります。この規則を出していただいて、これに対する対象者がこれぐらいいる、

こういう人がこうなんだという実態のところを拝聴したいです。

私は人件費は惜しむべきでないと思う。行政はサービス業であって、人の知恵、地域社会への愛着信、地域社会への誇り、公的なことを役割を担う責任感でやるものでありまして、いただくもので自分がどの程度に扱われているか痛切にわかる。よく働く人は何倍金出したっていいんです。それはルールを持ってやるべきことで、恣意があってはなりません。そういう観点でいたずらに人員削減し、人件費を削減する考えに本町が凝り固まっているとしたら、それは重大問題であります。

私は期末手当よりも、こういう会計職員なんかには、勤勉手当のほうが、働き方を見て払うぞという査定する仕組みのほうがうまくいくんじゃないかなと思ったりいたします。正規職員よりも勤勉手当の支給率とか、そんなのは軽重を重く差をつけてやる運用ができないかなと思ったりいたします。

総務省が適用する表なんかは出すんでしょうけれども、運用判断というのは非常に重大であります。よくよく十分調査されて、本町の機能が発揮されることを望みます。

それと、あと20年たてば、本町の人口は約30%減ります。地方交付税がほぼごみも何も人口に対して出ますから、地方交付税ががたっと下がる。とすれば、正規職員はふやすわけにいかない。しかし、行政需要はあります。政府は26兆円の事業費規模の経済対策を打ちます。これを執行するのは市町村職員でありまして、職員がいなければ、政府の26兆円対策は動かない。死んだ銭になる。こういう行政需要の増減に対する人の雇用、これはこの条例で提案している仕組みとか、パートタイムの人とか、これを使って弾力的にやるしかない。

現在、総合計画で立てようとしているプランには、人口減少し、30%人口が減ったときの基準財政需要額がどうなるかを見積もらねばならぬ。そのための人事運用なのだというところを、町長、いかが受けとめているわけでしょうか。お答え願いたい。この仕組みを積極的に使ってほしいという求めであります。必要なときは人を雇う。お金がなくなれば減らせるという弾力的運用を求める考え、いかがでございますか。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

貴重な提言をいただきましたので、十分検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

**○田岡秀俊議長** 5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 検討するのはいいんですが、この日程で検討する、誰に検討さす、それを言わずに検討するでは、具体は動かない。職員たちは忙しい。本当に重大な仕事をやらせるときには、現行の仕事を外して、それに専念させねばならぬ。いかが考えますか。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** その点も含めて、十分検討したいと思います。

**○田岡秀俊議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

### 日程第10 議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○田岡秀俊議長 日程第10、議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第2号の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、その提案理由を申し上げます。

議案第1号と同様に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の創設等に伴い、本町の関係条例について所要の整備を行うため、関係条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、1番、まんのう町交通指導員設置条例の一部改正につきましては、指導員について、町長が委嘱する。

2番、まんのう町職員の定数に関する条例の一部改正につきましては、1年以内に廃止することが予想される職に任用される臨時的任用職員について、定数条例の対象外とする。

3番、まんのう町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、公表の対象となる職員に、地方公務員法第22条の2第1項第2号の職員（常勤の会計年度任用職員）を加えることとする。

4番、まんのう町職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正につきましては、3年以内とされる休職の期間について、会計年度任用職員は任期の範囲内とする規定を追加する。

5番、まんのう町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、育児休業をする職員のうち、会計年度任用職員を勤勉手当の支給の対象から除く旨を明記することとする。育児休業をした職員のうち、会計年度任用職員を育児休業からの復帰後における号給の調整の対象から除くこととする。

6番、まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、改正法の施行に伴い、特別職から一般職へ移行すべき職の削除。

7番、まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の給与につきましては、別に条例で定めるところによることとする。

8番、まんのう町職員の旅費に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法第22条の2第1項第2号の職員（常勤の会計年度任用職員）が旅費の支給対象となる旨の

規定の整備を行うこととする。

9番、まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の勤務時間等は、その職務の性質等を考慮し任命権者が別に定める旨の規定を追加する。

10番、まんのう町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例につきましては、今回の改正にあわせて語句の整理をするものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務常任委員会に付託いたします。

### **日程第11 議案第3号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

**○田岡秀俊議長** 日程第11、議案第3号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第3号の成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、その提案理由を申し上げます。

本議案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、関係する条例を整備するものでございます。

主な内容といたしましては、成年被後見人等に係る欠格条項、その他の権利の制限に係る規定を改めること並びに字句の整理等となります。

関係する条例におきましては、1番、まんのう町印鑑条例の一部改正につきまして、第2条において、成年被後見人という規定の言い回しを「意思能力を有しない者」に改め、第5条において、記載に関する補足の位置を改めるものでございます。

2番、まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正とまんのう町職員の旅費に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法第16条第1号が削除されたことに伴う改正でございます。

3番、まんのう町公共下水道条例の一部改正につきまして、成年被後見人もしくは被保佐人に関する言い回しを改めるものでございます。

4番、まんのう町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正につきまして、成年被後見人または被保佐人を欠格条項から削除し、あわせて字句の整理を行うものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務常任委員会に付託いたします。

(三好勝利議員退席 午前11時14分)

## 日程第12 議案第4号 まんのう町課設置条例等の一部改正について

**○田岡秀俊議長** 日程第12、議案第4号 まんのう町課設置条例等の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第4号 まんのう町課設置条例等の一部改正についての御説明を申し上げます。

平成28年度に国が地方分権改革の柱として推進する地方創生総合戦略の具現化に対応するため、組織編成を行い、企画観光課の中に地方創生推進室を置き、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び事業推進を行ってまいりました。

元気な地域づくり、地方創生事業に関すること、地域おこし協力隊等の事業、定住促進、観光及び商業・工業関係の推進等の地域振興政策をより重点的に進めていくため、また、業務量の増加、多様化に対応するためにも、これに特化した課「地域振興課」を新しく設置することにより対応したいと考えております。

なお、これにより現在の企画観光課は企画政策課と名前を変更し、主な業務内容といたしまして、町行政の総合的な企画及び調整、広聴広報、自治会・コミュニティ、統計調査、総合的な情報ネットワークに関すること、人権推進に関すること等を行ってまいります。

なお、この条例等の改正は令和2年4月1日から施行するものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあく

までも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 基本的に企画政策課と地域振興課に二つに分けて体制を整えるということは、全面的に御支持申し上げます。

ただし、この地域振興課の中身の1番に観光と書いてある。私どもは国営公園に60万人来て、今、冬のイルミネーションで、冬、国営公園は人が来ないのが悩みだったのが、7時ごろ行ったら待ち時間で入れんというぐらい大にぎわいです。大体、道の駅や産直市やそんなのを合わせると、160万人から180万人ぐらい来てて、交流人口獲得は大成功していると思いますが、国営公園に来て、うちの町に一つも金が落ちません。産業としては580億円ある工業とか、百五、六十億円ある商業とかのほうが大きい。順番が違うんじゃないか。商業及び工業に関することを一番にすべきじゃないか。商業、工業よりも今は第3次産業、サービス産業が一番巨大なんであって、このサービス産業をどこが心配するのかが、この地域振興課の中にはない。私であれば、工業、商業及びサービス産業に関する、これを第一に上げる。観光はホテルがなかったら、ごみが落ちて吸い殻が落ちるだけです。交通公害と言われる、観光郊外と言われるとおり、人が来て、地元住民にとっていいことはない。経済効果を求めないような観光政策は余り意味がない。地域を活性化するためにまんのうフェスティバルやかきくらべや祭りや獅子や応援するのは、それは地域の活性化でよくて、観光とはそれは言えない。

観光と商業、工業、サービス業に対する観点が、今の時代から大きく立ちおけているようにこの条例案は見える。町長はいかがでしょう。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。 (三好勝利議員着席 午前11時18分)

**○栗田町長** 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

順番によってそれを重点化しとるかどうかということは、そこまでは十分考えておりませんが、項目的には前回の条例をそのまま移行したというような考え方でございますので、よろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 順番のことにはこだわらなくてもいいかもしれませんが、物の見方であります。我が町を支える産業構造が何に依存しておるかの、議会と執行部とがよくよく考えなきゃいけない。それが条例にあらわれるんだということを私は言いたい。

今や第3次産業ですから、サービス業が一番巨大ですよ。うちの町は工業導入は大成功している。国営公園も大成功させている。経済循環を導くまでには、うどん屋には来ておりますが、ガソリンスタンドには寄りません。有名なパン屋やお菓子屋さんには多少寄りよるかもわからんぐらいの経済効果ですよ。

最後に、地域活力推進に関する、これでいろんなありとあらゆるものを包含するんでしょうけど、サービス業という言葉はぜひ入れていただきたい。これ、今、世の中の主流ですよ。7割近い仕事がサービス業、第3次産業の中の一番大きなところがサービス業



であります。そこに至っているのだが、我が町の課の編成は、そのサービス業を視界に入れてない。ちょっとよそに見てもらおうのが恥ずかしい、いかがでしょうか。

**○田岡秀俊議長** 総務課長、長森正志君。

**○長森総務課長** 竹林議員さんの質問にお答えしたいと思います。

今回、条例を出させていただいておるわけなんですけど、その中で項目的には確かに上げておいて、それを今から条例をもってどう運用していくか。今現在、総合計画も立てているわけなんですけども、それについても項目列記プラスアルファの内容の中身だと思っております。それを全て同じパワーでもってするのは難しいところがあって、どこに重点を置いていくか、それとどこにスピードを持っていくか、そういう観点でいかなければいけないと思っておりますので、そうしたことからすると、今回、上げさせていただいた地域推進課、その中身についても、その体制の中で、今、一番何をすべきか、そしてどうやっていくか、そういうことを議論しながら、速やかに詰めていく、それが大事だと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 私は産業構造を分析し、経済循環という物の見方で考える部署が要ると思っているんです。うちの町へ何人来てくれよるか、道路のここ何台通りよるんかという計測があって、工業生産額が何ぼで、その内訳は何で、何が伸びよって衰えよるんかと。それを観測する体制を整えないことには、本町は極めて高い行政水準にあつて、地域活性化は目ぼしい施策の山盛りです。町長の経過報告の中身はすばらしい。しかし、弱いのは経済力です。社会保険料が高いと。もう一つは職員の不祥事かもわからん。これさえ乗り越えたら、日本一の町のような気がします。

町長に求めたいのは、経済循環を計測する職員を置くのか、置かないのか、この課の編成の中で、その運用について問うておきたい。私は総務常任委員会で発言権がありませんので、町長、いかがですか。

経済センサスの分析した結果は、今なお報告されない。私、何回、本会議で求めたり、委員会で求めたことか。商業統計、工業統計の結果は広報でも報告されず、議会報告もない。農業生産額が幾ら上がってるか誰も知らない。経済の実態を掌握せずしてGDPを上げる策はない。安倍総理はこれに熱心です。我が町は残念なことに観測されていない。公共事業の発注量、これだって日銀や財務局や報告されている。有力な経済指数です。住宅着工件数も、どっかが町役場の中で計測する体制を組んでいただきたい。これがこの条例です。そして、今、策定しようとしている総合計画がその視点を持っていれば、本町の弱点は克服される方向に向かうのではないのでしょうか。町長、いかがでしょうか。お答え願います。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

今回の課の再編を契機といたしまして、その点も十分検討してまいりたいと思っております。

で、よろしくお願ひいたします。

○**竹林昌秀議員** 御期待申し上げます。経済統計を読み解きましょう。

○**田岡秀俊議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、総務常任委員会に付託いたします。

### 日程第13 議案第5号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について

○**田岡秀俊議長** 日程第13、議案第5号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○**栗田町長** ただいま上程されました、議案第5号のまんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

令和元年の人事院勧告及び香川県人事委員会勧告に基づく国家公務員や他の地方公共団体の職員との権衡等を考慮し、給料表及び諸手当を改正するものでございます。

概要といたしましては、第21条第2項関係として、令和元年12月に支給する勤勉手当の一般職の支給率を100分の97.5に改正を行うものでございます。

また、第4条関係、別表第1及び別表第2として、平成31年4月1日に遡及して行政職給料表及び医療職給料表の引き上げ改正を行うものでございます。

次に、第2表として、以下の項目については、施行日が令和2年4月1日となっております。

第21条では、勤勉手当の一般職の支給率を6月勤勉、12月勤勉とも100分の95に改正するものであります。

なお、補足資料香川県・人事院勧告抜粋を添付しておりますので、お目通しください。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○**田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第5号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第14 議案第6号 まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について**

**○田岡秀俊議長** 日程第14、議案第6号 まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第6号 まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本議案も令和元年の人事院勧告及び香川県人事委員会勧告に基づく国家公務員や他の地方公共団体の職員との権衡等を考慮し、給料表を改正するものでございます。

概要といたしましては、第7条として、平成31年4月1日に遡及して、任期付職員の給料表の引き上げ改正を行うものでございます。

なお、この給料表は特定任期付職員としての給料表であり、現在、防災アドバイザーが対象となっております。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 特定任期付職員の号俸の表が載っておりますね。最初、採用になったときは1号であったのが、こうこうであれば2号に上がるとか、最初はそれ3号で入って、4号に上がる可能性がある仕組みなのかどうか、そこをお尋ねしておきたい。

昇給、昇格というのを想定しているのか、それとも、この任期の間はこれで打ち切りということなのか、その任期が切れて、また次の任期の契約し直すときには、これを上げる可能性があるのかどうか、その運用姿勢を問うておきたいです。

**○田岡秀俊議長** 総務課長、長森正志君。

**○長森総務課長** 竹林議員さんの質問にお答えします。

今回の改正の運用ということですが、従前から前歴換算というか、任用つき職員につき

ましては、行動な専門性を持った職員ということで前歴があるわけですが、その前歴をもってしてその給料表に当てはめている状況がまず一つあります。

今後の勤務状況、勤続年数と今後の方向性を見て、全く上がらないというわけではないとは言えますが、今のところ現状維持で、その中での今回の人勸に伴う給料改定ということで御理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私としては、勤務し始めてみてよくわかるということがありますね。思ってたより物すごく貢献してくれる、高い職能を持っておいでる、見識が高い、ほかの職員への波及効果もあると。そうしたときに、格上げの待遇を弾力的にやっていただきたいです。やっぱり人は認められているということがわからんと意欲を失いますよ。それは私は道の駅の特産品センターでパートや非常勤職員やシルバー人材銀行の人を打ち切りで使ってましたが、どうやって評価してあげるのか。幾ら褒めてあげたって、それはやってくれたことを褒めてあげればしばらくいきますけど、いただくものをいただくときに自分の値打ち、値踏みされたのがわかるんですね。

裁量権を最大限發揮して、その人の勤務状態、功績を評価する運用を御期待申し上げます。以上であります。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第6号 まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第15 議案第7号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について**

**○田岡秀俊議長** 日程第15、議案第7号 まんのう町特別職の職員で常勤のもの  
の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第7号の特別職の職員で常勤のもの  
の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本一部改正は、国の特別職の職員の給与に関する法律及び一般職の給与改正に準じて  
期末手当率の引き上げ改正を行うものでございます。

概要といたしましては、第1表の第5条関係として、令和元年12月支給分を100分  
の170に改正を行うものであります。

次に、施行日が令和2年4月1日となっております第2表として、令和2年6月及び1  
2月支給分をともに100分の167.5に改正を行うものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案7号は、会議規則第39条第3項の規定により、委  
員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第7号 まんのう町特別職の職員で常勤のもの  
の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第16 議案第8号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
の一部改正について**

**○田岡秀俊議長** 日程第16、議案第8号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用

弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第8号のまんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本一部改正は、一般職及び特別職の給与改正に準じて、期末手当率の引き上げ改正を行うものでございます。

概要といたしましては、第1表の第5条関係として、令和元年12月支給分を100分の170に改正を行うものでございます。

次に、施行日が令和2年4月1日となっております第2表として、令和2年6月及び12月支給分をともに100分の167.5に改正を行うものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 議員の報酬に関するものが議案に上ったついでに申し上げますが、議会の悩みは、40代、50代の人になかなか立候補できないことです。議員になると、ほかの仕事はほとんどつけません、警戒されて。あんな何かわからん人を雇うというのは難しくなる。40代、50代の議員がいないと、やっぱりあらゆる世代、あらゆる職歴、あらゆる経験を持った複合の組織であるべきだと考えます。

報酬に差をつけるわけにはいかんのですが、年金もろて議員しよる人と、若手の人には生活手当とかして加算する仕組みで、年金生活者とそうでない人を差をつける方法があるんじゃないかと思ったりします。これを議場の皆様みなにお伝えしておいて、中長期的な検討が要るんだろうと思いますけど、観点として、議会の見識、多様な住民の意見を代弁する運用をするためにそういう工夫もいるのではないかと、これを御提言申し上げたい。

今、政府のいろんな予測を見ますと、議員のなり手がなくなるところがこれから飛躍的にふえるだろうと言われてます。この手当も、この待遇のところの一つ打つ手はあるのではないかと思ったり、御提言申し上げます。町長、簡単に感想をお願いします。どう思いますか。

**○田岡秀俊議長** ただいまの質疑は却下いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第8号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第17 議案第9号 まんのう町手数料条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第17、議案第9号 まんのう町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第9号 まんのう町手数料条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

今回の改正は、狂犬病予防注射1件当たりの手数料を2,300円から2,450円に改正するものがございます。狂犬病予防注射は平成12年度から公益社団法人香川県獣医師会に業務を委託し、実施しておりますが、委託開始以降、手数料の改定はしておらず、今回、見直しにより改正するものでございます。

附則につきましては、施行日を令和2年4月1日といたしております。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案9号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 日程第18 議案第10号 まんのう町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第18、議案第10号 まんのう町災害弔慰金の支給等に関する

る条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第10号 まんのう町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本条例の改正は、本条例のもとになっております災害弔慰金の支給等に関する法律、これ以後、法律と述べさせていただきます。この法律の改正が行われ、令和元年8月1日より施行されたことに伴うもので、災害援護資金の貸し付けを受けた方が置かれている状況等に鑑み、償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例について定めるものでございます。

具体的な法律の改正は、法律13条には、償還金の支払い猶予の制度は災害援護資金の貸し付けを受けた者にとって償還計画を考えるに当たって重要な制度であり、明確であることが望ましいことから、これまで施行令で規定されていたこものを法律に位置づけられました。

法律14条では、災害援護資金の免除事由に破産手続の開始の決定などが加えられました。

法律16条では、市町村は支払い猶予や償還免除の判断に当たり貸し付けを受けた者、その保証人の収入や資産の状況を把握できるようになりました。

これら法律が改正されたことにより、本条例の該当部分の所要の改正を行ったものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

## **日程第19 議案第11号 三豊市のコミュニティバスの町内バス停設置に関する協議について**

**○田岡秀俊議長** 日程第19、議案第11号 三豊市のコミュニティバスの町内バス停設置に関する協議についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第11号の三豊市のコミュニティバスの町内バス停設置に関する協議について、その提案理由を申し上げます。



本案は、三豊市が三豊市コミュニティバス財田観音寺線の路線を延伸することに伴い、まんのう町内にバス停留所を別図のとおり設置することについて協議を行うために、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 三豊市のコミュニティバスは土讃本線黒川駅に立ち寄ってましたね。しかし、佐文を経由している路線は琴平まで行ってたわけですから、黒川駅へ来てたのを琴平まで延伸できないか、これが財田の人たちの要望から上がってきたものですね。

これは三豊市と本町との境を通る路線でありまして、黒川に停留所を置いて、あと永生病院のところ停留所を置くという説明であります。ところが、大口、追上、宮田の人、この人たちが利用できる可能性があるわけですね。三豊のコミュニティバスであって、あくまで三豊市の責任において、三豊市が立案して運営するものであります。本町との町境、郡境を通る路線でありますね。大口、追上、宮田の人が利用できる停留所の可能性を検討してもらえぬか。これを附帯決議して、附帯条件につけて議決してはどうかという、そういうお願いであります。

何らこのバスが本町を通ったからといって迷惑することはないはずですが、バス1台通るだけです。迷惑することはないとは思いますが、せっかく通るものでありますから、本町住民も利用できるようにできぬかと、この検討を求めたいんです。町長、いかがでしょうか。この検討を三豊市に持ちかけていただけますでしょうか。

あわせて言うならば、児童制度の停留所が既に整備されておりますから、とめる場所がありますね。

**○田岡秀俊議長** 答弁、企画観光課長、常包英希君。

**○常包企画観光課長** 竹林議員の御質問にお答えいたします。

今、上程させていただきました議案につきましては、他の自治体が設置する施設を認め、その施設を町民が利用できるようにする協議を行うために、両首長が協議に入ってもよいかどうか、その議決を求めるものでございます。

御質問のように、追上とか、あと住民の方が利用できやすいところにバス停を設置をするということを自治体のほうから三豊市さんのほうに伝えるという要望のほうは法的根拠がございませんので、それは難しいと思っておりますが、住民の方からの要望ということで三豊市さんのほうにはお伝えして、協議を行っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 協議というのは、意見を求めるから協議するんでありまして、本町

が意見を言っはよくないということでは決してない。協議の上、決するとはそういうことだと思ひます。よくよく行政法令の解釈の仕方、工夫して見てください。

協議を求める以上、町長が本町住民の福利厚生を増進するよな立場で発言することは、何ら差しさわりはない。本町の代弁者として、町長はまさにそうすべきであると思ひます。

三豊市財田上昼丹波竹野の人たちは、実はこの国道32号の追上のところへ出てきてバスに乗っておった伝統があつて、そこの地元の人たちはこの路線の振興を承知してない。バスの停留所奥、黒川周辺の人たちは聞いておりましたけれど。私、三豊の昼丹波竹野地区の人ら、自治会長らとしょっちゅう話しよるんですね。そういうことを承っておるわけです。三豊市にもちよつと話を聞きに行つたりも、私、したわけで、通るんやから、とまってくれたら、1分30秒あつたらとまれますよね。それが日程上可能なのかどうなのかという。

三豊市の側でも議会へ提案するのは試行と言つてます。試しにやってみるんだといつて。だから、やつて一、二年か3年ぐらいで見直しするんでしよう。

実は、地域コミュニティー交通というのは難しい。住民の意見を聞いてしもたら、丸亀のコミュニティーバスみたいに要望を聞くと、あの団地へ行つて、こやつて、こやつて、こやつて、丸亀へ行くのに1時間20分もかかつたりして、万人に公平出すけど、万人にひとしく不便な路線設定になることは多いです。ですから、やみくもに停留所をふやしてくれと言ふべきではないけれども、これは国道をそのまま通りよるだけで、児童生徒がバスに乗る停留所があつて、安全に乗りおりできる場所がありますから、そこにとまったら、1分30秒だけ使つたらいけるということでありませぬ。

細かなJRとの接続とか、何だかんだの調整があるんではないかと思ひますから、それをしてくれな反対するといふわけではありませぬが、うちの町を通るものを、コミュニティー、公益性の發揮のために要望は出していただけるか、町長のお考えをいただきます。認めてくれなんだら反対するとまでは私はよ言わんけど、いかがですか、町長の答えを。心づもりを求めたい。現実の答えは事務局と相談がありますから、きちつとは出ませぬよね。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

今の提言を受けまして、十分協議を進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

**○田岡秀俊議長** 5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 旧西小学校校区は財田の山分の児童生徒と一緒に学校に通つておりました。4割ぐらいが財田の山分の人です。組合立に近い小学校で育つて、人間関係が非常に濃厚で、地域の一体性があつて、讃岐缶詰があつて、そこへ仕事に行つて、そのあたりで買い物をしてきて、私も法事の魚屋は財田の魚屋ですし、私の父親は財田の大工組合に入つてましたし、そういう関係の中で、財田上の昼丹波竹野の人たちが、いつも我が追

上へ来て乗っておった、その蓄積があります。よくよくこの辺を御協議いただいて、昼丹波竹野の人たちの自治会の意見も聞かれてません。これをお伝えしておいて、町長の協議に御期待を申し上げます。

**○田岡秀俊議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、総務常任委員会に付託いたします。

ここで、議場の時計で午後1時30分まで休憩といたします。

**休憩 午前11時55分**

**再開 午後 1時30分**

**○田岡秀俊議長** それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

## **日程第20 議案第12号 令和元年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号**

**○田岡秀俊議長** 日程第20、議案第12号 令和元年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第12号の令和元年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号について、その提案理由を申し上げます。

まず、1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億326万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億2,990万円とするものでございます。

第2条の地方債の補正は、5ページの第2表をごらんください。これは起債の目的にあるそれぞれの事業について、追加、変更及び廃止分を記載しております。

第3条の債務負担行為につきましては、7ページの第3表をごらんください。令和元年度から令和3年度までの可燃ごみ週2回収集事業について記載しております。

それでは、補正予算事項別明細書により歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

13ページをお開きください。

第8款自動車取得税交付金等は第1目環境性能割交付金において235万8,000円の減額です。

14ページをお開きください。

第12款県支出金は420万円の増額です。これは、第1項分担金、第1目農林水産業費分担金において、小規模ため池防災特別対策事業分担金を190万円、第2項負担金、第2目民生費負担金において、学童保育利用者負担金を230万円増額いたしております。

15ページをごらんください。

第14款国庫支出金は1,055万4,000円の増額です。これは、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金において、障害者自立支援給付費負担金690万円、障害児通所給付費負担金235万円を増額し、第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金において、子ども・子育て支援交付金を120万円、第3目衛生費国庫補助金として母子保健衛生補助金を10万4,000円増額いたしております。

16ページをお開きください。

第15款県支出金は1,469万9,000円の増額です。これは、第1項県負担金、第1目民生費県負担金において、障害者自立支援給付費県負担金345万円、障害児通所給付費負担金117万5,000円を増額し、第2項県補助金、第2目民生費県補助金において、子ども・子育て支援交付金を120万円増額し、第3目衛生費県補助金において、合併処理浄化槽設置事業費補助金157万5,000円増額、第4目農林水産業費県補助金において、小規模ため池防災特別対策事業補助金を2,090万円増額し、林業振興事業補助金を1,500万円減額しております。さらに、第6目土木費県補助金において、単県補助道路改良事業費補助金を105万円増額、第7目教育費県補助金においては、理科教育設備整備費等補助金など34万9,000円増額いたしております。

17ページをごらんください。

第16款財産収入1億888万7,000円の増額は、第2目利子及び配当金において、財政調整基金などの運用利子でございます。

18ページをお開きください。

第18款繰入金は3,531万7,000円の減額です。これは、第1目財政調整基金繰入金において3,681万7,000円減額し、第14目満濃中学校教育振興基金繰入金を150万円増額しております。

19ページをごらんください。

第21款町債は1億260万円の増額です。これは、第2目民生債において、こども園施設整備事業債を2,360万円増額し、第4目農林水産業債において、小規模ため池防災対策特別事業債を1,440万円増額、林業振興事業債を1,420万円減額、単独県費補助土地改良事業債を3,800万円増額しております。さらに、第6目土木債において、道路改良事業債を570万円増額し、第8目教育債においては、公民館施設整備事業債を3,510万円増額するものでございます。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

20ページをお開きください。

第2款総務費6,539万6,000円の減額補正につきましては、主には人件費に係る退職手当組合負担金の大幅な減額及び職員人件費の補正であります。第5目財産管理費において、光熱水費、役務費及び委託料を合わせて269万6,000円増額しております。21ページに記載しております第3項戸籍住民登録費においては、人件費補正のほ

か旅費、備品購入費を増額補正いたしております。

22ページをお開きください。

第3款民生費5,116万円の増額補正につきまして、第1項第1目社会福祉総務費において、職員人件費補正のほか後期高齢者広域連合給付費負担金を1,300万円増額し、第2目老人福祉費においては、敬老祝金を416万円減額し、第3目障害者福祉費において、障害者自立支援給付費など合わせて2,300万6,000円を増額いたしております。

第2項第1目児童福祉総務費におきましては、放課後児童対策費における臨時アルバイト賃金を520万円増額し、23ページの第5目認定こども園費において、職員人件費補正のほか臨時嘱託賃金を1,550万円減額、建設工事関連委託料を636万4,000円減額し、施設改修工事費として3,000万円を増額計上いたしております。

24ページをお開きください。

第4款衛生費986万5,000円の補正につきましては、主に第1項保健衛生費において、職員人件費補正のほか合併処理浄化槽設置事業補助金を685万円増額いたしております。

25ページをごらんください。

第6款農林水産業費の増額補正3,916万4,000円の主なものは、第1項農業費において、職員人件費の補正のほか、第5目農地費におきましては単県土地改良事業費を4,000万円、小規模ため池防災特別対策事業費を3,811万4,000円増額計上いたしております。

26ページをお開きください。

第7款商工費の239万円の減額は、職員人件費の補正であります。

27ページをごらんください。

第8款土木費の3,013万円の補正は職員人件費の補正のほか、第2目道路橋りょう維持費において、維持補修事業費を229万円増額、第3目道路橋りょう新設改良費において、町道改良工事費を850万円、県営工事負担金を300万円、電柱移転補償費を50万円それぞれ増額しております。

また、第3項第1目河川総務費において、県営工事負担金を1,000万円増額計上いたしております。

28ページをお開きください。

第10款教育費の3,184万5,000円の増額補正は、主に人事異動等に伴う職員人件費の補正のほか、第2項小学校費、第1目学校管理費において、臨時嘱託賃金500万円を減額し、修繕料を662万円増額、第2目教育振興費では、消耗品費を1,090万円増額しており、第3項中学校費、第1目学校管理費では、社会保険料を100万円、臨時嘱託賃金850万円を減額し、29ページの第4目PFI事業費におきましては、委託料を200万円減額いたしております。

また、第5項、第2目公民館費において、高篠公民館に係る工事請負費を3,700万円増額しており、第6項保健体育費では、人件費補正のほか体育館の改修工事費600万円を増額しております。

30ページをお開きください。

第13款諸支出金1億888万7,000円の増額補正は、財政調整基金、土地開発基金、子ども未来夢基金、地域振興基金のそれぞれ運用益を積立金として増額計上いたしております。

なお、31ページから34ページにかけて給与費明細書、35ページに地方債の現在高等に関する調書を添付いたしておりますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、議案第12号 令和元年度まんのう町一般会計補正予算案第2号につきまして御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

**○田岡秀俊議長** 5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 私の発言が多過ぎて、ちょっと恐縮で気おくれする面もあるんですが、これ、予算書の19ページを見ると、本町がことし借り入れるのは17億7,520万円という補正後の額になってますよね。35ページ、前年度末の起債残高、そして今年度借り入れる額と今年度の償還額、そして今年度終わったときの見込みが130億846万円になるという、そういうのでありますが、この当該年度中の起債見込み額が、これが19億5,300万円で、この19ページの数字と違うんで、35ページの当該年度額の起債額を17億7,520万円に直さんとつじつま合わんのじゃないかなと思うんですよね。今年度の事業をしたら、何ぼ借りて、何ぼ払って、何ぼになるという、この数字は極めて財政運用上重要な数字なので、年度当初のままこれをほっとくのはいかがなものかと思うんですが、町長、いかがですか。

**○田岡秀俊議長** 総務課長、長森正志君。

**○長森総務課長** 竹林議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

精査したときの時点がもしかしたらずれているのかわかりませんが、いずれにしても、その整合性、少し確認させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 今年度末の残高につながる表のところだけで、ほかのところと影響は私の理解では全くないと思うんで、ここだけ決議するときに差しかえてくれたら、それで賛成できると思います。

私は、何ぼ借りて、何ぼ金が残って、うちの町が実際払うのは何ぼやと。それが標準財政規模に対してどうかと、そればかり一生懸命見よるから、目から見ると、これはちょ

っと腑に落ちることにしていただきたい、私が誤解することもあるわけですけど。

もう一つ、この前も質問したんですが、我々が同意するのは証書借り入れで、利率5%以内と。前回の答弁では、近隣ともに4.5%やったんかな、あのときは。それやからかまんのですということですが、私の質問で、平成30年度の起債借り入れ実額の一覧表を出していただいていますね。

例えば公共事業債というというのは、1,800万円借りて、借り入れ利率が0.06ですね。県営中山間で借りたら0.06です。災害復旧事業の借りた金利は0.004%ですよ。私が農協へお金を預けたら0.01です。この4%という数字は、会社経営や金融機関へ勤めよる人、株やりよる人から見たら、途方もない化け物みたいな数字で、20年前の借り入れの数値ですよ。これが我々が議決したものとして世に出回るのは、ちょっと、私、恥ずかしい。一般会計の予算書が出るたびに、私はこれを言い続けようと思う。やっぱり議会は借り入れ方法、金額、そして利率幾らのものを借りるというその議決をして、その範囲でやってくださいというのが議会の機能であって、我々が4%の金利を認めたというのは、恥ずかしくて世の中歩けない。町長はいかがお考えですか。

**○田岡秀俊議長** 総務課長、長森正志君。

**○長森総務課長** 竹林議員さんの予算書の地方債の利率の問題であります。これにつきましては、これまでの間、議会の中で3回か4回ほど質問をいただいて、答弁もしている次第でございますが、前回も申し上げさせていただいたわけですが、まず、利率の関係でございます。

県内の状況を見渡しますと、香川県、それと綾川町などにおいては5%以内、そして、丸亀、東かがわ、琴平、先ほど当町は5%とありましたが4%でありまして、そのあたりで、あと善通寺、多度津におきましては3%以内ということで記載をさせていただいております。これにつきましては、財政担当との確認の中で利率の借り入れというか、借り入れの際に、決してそのパーセント、4%なら4%で借り入れるというのではなくて、それ以内ということで、より利率の低いものを選定して借りるということでしております。

それと、利率がパーセントあるわけなんでございますが、今後10年、20年後を見渡したときに、借り入れをする場合に、それも見越しての4%ということでさせていただいておるといって御認識をいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** これは毎年議決するわけですから、その年度を通じて借り入れられる利率に設定すべきだと思います。例えば平成30年度の借り入れのを見ると、高松信用金庫から1,550万円、防災対策事業費を借りているのが、これが一番高いです。これが0.45%です。一番高いのが0.45で、一番安い公的資金を借りるのは0.04%、この金利実勢です。中国銀行から借りているのは0.396%で低い。高松信用金庫から0.45で借りたのが、果たしてこれはよかったのか。ほかの農協に聞いてみたらもっと安い金利出してくれへんのかと。

私が日経新聞を見てますと、地方銀行は融資策に困っておると。地方債の借り入れに力を尽くしたいと、縁故債ですね。政府資金じゃない縁故債の世界に地方銀行は銀行界を挙げて、多分、政治工作するでしょう。そっちの融資枠を広げる動きに出るんじゃないでしょうかね。

このどこから借りるか、幾らの安い金利の調達に出るかというのが財政系の腕だろうと思うんです。私は産業構造や経済循環を見きわめる役場であってほしいと思うし、金融にもやっぱり敏感であってほしい。株の投資をやっている人なんかは、アメリカの金利が0.01動くいうたら株が動くわけですから、そればっかり見よる人たちがおるんですよ。ということで、御一考を願いたい。

今年度、平成31年度、今、借りる見込みのところは何%でどこから借りるのか、この内訳もこの会議中に、見込みになるでしょうが、出していただけぬか、実際の借り入れは3月か4月かになるんでしょうから。やっぱり金融、経済に身を受けて財政運営すると。本町における最も大きな経済団体は我が町役場です。160億円か180億円ぐらいいろんな会計で回してますよね。この160億円が180億円がどのような金の回り方をするかで、町民経済は大きく変わるだろうと思います。

町長、御考慮を願えぬか。毎年、この借り入れ限度額の金利は我々が審議すると、そういうまんのう町でありたい。いかがでしょうか。

**○田岡秀俊議長** 総務課長、長森正志君。

**○長森総務課長** 竹林議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

先ほども申しましたけども、4%で借りるということでなくて、より低い利率を精査して借りるのが第一義であります。

今の世の中の世情で言いますと、市中銀行はゼロ金利にほぼ近いような状況の中で、銀行自体も淘汰されている状況の中で、先ほど申しました、どこで借り入れるか、それも非常に重要だとは考えております。

財政のほうも視野を広げまして、財務局の融資課とか、市中銀行のほうとも情報を共有しながら、より安く、より効果のあるものを借り入れるということは念頭にももちろん置いて仕事はやってもらっておると思っております。

ただ、それをもう少しほかの分野、職員でも共有して、どういった借り入れをしたらより効果があるかも含めてしたいと思っておりますし、先ほど申しました、実際は表記の4%以内というよりは、実際幾らで借りたかというのが非常に大事だと思っております。そういったことで、結果を何%でどこで借り入れるか、そういったことも今後お示していきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 公的資金9件借りた平均が0.023%で平成30年度借りてますね。民間資金が0.414%で4件借りてますね。公的支援の枠のある限り、それを使うということでしょうが、多分、県の自治振興課がこれ借りてくれるかいうあっせん仲介し



よるんだらうと思うし、我々で言えば、地元の金融機関、それからJAとか、そういうところから、同じ金利やったらそっちから借りるとか、少々、0.01違いやったら、JAから借りてあげるとかという判断も、それは地域経済を考える町長の立場としてあっていいんでしょうね。ただ金利が安ければいいという問題じゃない。

ゼロ金利、マイナス金利の時代の地方債の運用という研究をお願い申し上げておきたいと思います。答弁は結構です。

**○田岡秀俊議長** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○田岡秀俊議長** これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、総務常任委員会に付託いたします。

## **日程第21 議案第13号 令和元年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案)第1号**

**○田岡秀俊議長** 日程第21、議案第13号 令和元年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案)第1号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第13号 令和元年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案)第1号について、その提案理由を申し上げます。

39ページをお開きください。

第1条第1項、事業勘定の予算額に歳入歳出それぞれ318万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,668万円とし、第2項直営診療施設勘定内科の予算額に歳入歳出それぞれ122万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,972万円とするものでございます。

それでは、事業勘定から説明いたします。

事項別明細書49ページをお開きください。

歳入では、第6款県支出金において、特別交付金を300万円増額計上いたしております。

第11款繰越金におきましては、前年度繰越金を18万円増額計上いたしております。

50ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第1款総務費、第1目一般管理費において、中讃広域への負担金を18万円増額し、第6款保健事業費において、特定健康診査等事業費委託料を300万円増額計上しております。

次に、直営診療施設勘定内科について御説明申し上げます。

59ページをお開きください。

歳入では、第6款繰入金において、診療所管理運営事業基金繰入金を122万円増額計

上しております。

60ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第1款総務費、第1目一般管理費において、職員人件費の補正として122万円増額計上いたしております。

以上、議案第13号 令和元年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第13号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

## **日程第22 議案第14号 令和元年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号**

**○田岡秀俊議長** 日程第22、議案第14号 令和元年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第14号の令和元年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号について、その提案理由を申し上げます。

67ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出それぞれ3,213万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億3,913万2,000円とするものでございます。

事項別明細書75ページをお開きください。

歳入の主なものを説明いたします。

まず、第4款国庫支出金において、第1項国庫負担金のうち介護給付費負担金135万円を増額、第2項国庫補助金を調整交付金等合わせて265万6,000円増額いたしております。

また、第5款支払基金交付金のうち、第1目介護給付費交付金を183万6,000円増額し、第6款県支出金において、介護給付費負担金を86万円増額、第9款繰入金において、一般会計繰入金を271万3,000円増額、第10款繰越金において、2,271万7,000円増額いたしております。

76ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第1款総務費では、中讃広域への負担金を50万円

増額、第2款保険給付費874万5,000円の増額は、介護予防サービス給付費負担金、地域密着型介護サービス給付費負担金、特定入所者介護予防サービス費負担金などの増額であります。第5款地域支援事業費におきましては、総合相談事業費を17万円増額し、第9款では償還金を2,271万7,000円増額計上いたしております。

以上、議案第14号の令和元年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

### **日程第23 議案第15号 令和元年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号**

**○田岡秀俊議長** 日程第23、議案第15号 令和元年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第15号 令和元年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号について、その提案理由を申し上げます。

83ページをお開きください。

第1条第1項で、歳入歳出それぞれ1,194万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億754万円とするものでございます。

それでは、事項別明細書93ページをお開きください。

歳入では、第3款国庫支出金において、特定環境保全公共下水道費補助金を350万円新規追加計上し、第6款繰入金において、一般会計繰入金を247万7,000円増額、第7款繰越金において、前年度繰越金を196万3,000円追加計上し、第9款町債において、下水道債を400万円増額計上いたしております。

93ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第1款総務費では、人件費の補正で4万円減額、第2款施設費、第1目下水道施設整備費において、人件費補正のほか委託料を300万円、下水道施設整備工事費を800万円増額計上いたしております。

以上、議案第15号 令和元年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号につきまして御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

げます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第15号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

#### **日程第24 議案第16号 令和元年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算(案)第1号**

**○田岡秀俊議長** 日程第24、議案第16号 令和元年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算(案)第1号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第16号の令和元年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算(案)第1号について、その提案理由を申し上げます。

101ページをお開きください。

第1条第1項で、歳入歳出それぞれ71万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,251万円とするものでございます。

それでは、事項別明細書109ページをお開きください。

歳入では、第5款繰越金において、前年度繰越金を71万円増額計上いたしております。

110ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第1款施設費、第1目農業集落排水施設管理費において、修繕料を71万円増額計上いたしております。

以上、議案第16号 令和元年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算(案)第1号につきまして御説明申し上げます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第16号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

#### **日程第25 議案第17号 令和元年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(案)第1号**

**○田岡秀俊議長** 日程第25、議案第17号 令和元年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第1号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第17号の令和元年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第1号について、その提案理由を申し上げます。

115ページをお開きください。

第1条第1項で歳入歳出それぞれ21万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,311万円とするものです。

それでは、事項別明細書123ページをお開きください。

歳入では、第5款繰入金において、一般会計繰入金を21万円増額計上いたしております。

124ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第1款総務費、第1目一般管理費において、人件費の補正を21万円増額計上いたしております。

以上、議案第17号について御説明申し上げます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第17号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、あす、12月10日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会といたします。お疲れさまでした。

**散会 午後2時10分**

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年12月9日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員